

あおもりリーダー育成プラットフォーム
平成 30 年度民間主導型人財育成プロジェクト推進事業
委託仕様書

1 目的

青森県は、本格的な人口減少社会や超高齢化時代の到来を目前に控えて、現在すでに、産業の各分野における人財や地域コミュニティ機能の担い手の不足といった課題が顕在化している状況にある。こうした中、今後も地域が存続していくためには、社会のあらゆる活動の基盤となる「人財」の育成に注力するとともに活躍を促進し、地域の「人財の力」を総動員して地域を活性化していくことが重要となる。

このため本事業では、各地域の民間主体等が行う地域活性化事業やイベント等に、地域の「未来をつくる人財」を企画運営の初期段階から参画させることにより、地域の経済や産業、産品等に対する理解を促進するとともに、イベント企画運営のノウハウ習得、地域での創業・起業に向けた動機付け等を行うものである。これにより、地域の「未来をつくる人財」が、将来的に地域の「今をつくる人財」として活躍することにつながるよう、地域の民間主体による人財育成を促進するものである。

2 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 委託事業の内容

県内 4 地区（青森地区、津軽地区、南部地区、まさかり地区。地区範囲の詳細は次項を参照）のうち 1 地区において、地域の経済活動の活性化に向けたイベント等を実施する。

その準備等の一連のプロセス（企画立案、渉外折衝、実施準備、当日運営、事後処理等）に、地区内の「未来をつくる人財」や「今をつくる人財」が主体的に関わる機会を設けることによって、以下のような効果の獲得につなげる。

- ・ 地域経済や地域活性化を担う人財の育成
- ・ 次の世代を担う新たな人財の発掘と人財ネットワークの構築
- ・ 地区内の人財の、地域の経済や産業、産品等に対する理解の促進
- ・ 地区内の人財の、地域活性化に向けたイベント企画運営のノウハウ習得の促進
- ・ 地区内の人財の、地域内での創業・起業等の動機付け

4 実施場所

青森県内 4 地区のうち 1 地区内とする。地区範囲の詳細は次のとおりとする。

- ・ 青森地区・・・青森市及び東津軽郡の町村
- ・ 津軽地区・・・弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡・南津軽郡の町村
五所川原市、つがる市、西津軽郡・北津軽郡の町村
- ・ 南部地区・・・八戸市、十和田市、三沢市、上北郡・三戸郡の町村
- ・ まさかり地区・・・むつ市、下北郡の町村

5 事業実施計画書等

本事業の受託契約締結後、受託者は、次に掲げる事項について書面を作成して委託者に提出し、委託者と協議を行った上で事業を実施するものとする。

- (1) 事業実施計画書（事業の実施方法等）
- (2) 事業に携わる者の名簿

6 あおもり立志挑戦の会（ARC）との連携

受託者は、事業実施計画の作成及び実施に当たり、あおもりリーダー育成プラットフォームが実施する「あおもり立志挑戦塾」の卒塾生で構成する「あおもり立志挑戦の会（ARC）」の地区会と連携可能性について協議を行い、可能な範囲で連携するよう努めること。

（受託者が提案する地区の ARC 地区会との橋渡しは事務局が行う。）

7 委託料の前金払

受託者は、受託契約締結後、本契約を履行する上で受託者が支出を要する費用について、契約金額の 1/2 以内の額を限度として、前金払を請求することができる。

8 業務完了報告書等

受託者は、本業務終了後、速やかに次の書類を委託者に提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) その他関連資料

9 留意事項

本業務の実施に当たっては、次の事項に特に留意すること。

- (1) 本業務の実施に当たり、その内容が契約書等及び仕様書に違反したと委託者が判断した場合は、本事業に係る委託契約を解除するとともに、前金払等で支払った金額の全部又は一部を返還させる場合がある。
- (2) 本業務の実施に当たっては、事故等の発生がないよう安全確保に細心の注意を払うとともに、予め保険等に加入しておくなど、事故の発生に十分に備えること。

10 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項への対応等

受託者は、本業務に係る委託契約の締結後、仕様書に依り難い事情や仕様書に記載されていない事項が発生したときは、速やかに委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。

- (2) 再委託の禁止

受託者は、委託者の承認がある場合を除き、第三者に業務を再委託することはできない。

- (3) 広報表示

受託者は、本事業の実施に伴いチラシ・ポスター・SNS 等で情報発信する際には、「あおもりリーダー育成プラットフォーム委託事業」の表示を行うこと。